

令和元年6月25日

自動車局総務課企画室

(「ホワイト経営」改め「運転者職場環境良好度認証制度」に変更)

**働き方改革を重視した「~~ホワイト経営~~」へ  
～トラック・バス・タクシー事業者の取組状況を「見える化」するための  
認証制度について検討会報告書を取りまとめ～**

運転者としての就職を希望する求職者が就職先を選ぶ際や、荷主等が取引先を選ぶ際に参考にできる自動車運送事業者(トラック・バス・タクシー事業者)の労働条件や労働環境に関する認証制度について、検討会として報告書を取りまとめました。

### 1. 経緯

自動車運送事業は、運転者不足が深刻化しており、労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成していくことが課題となっています。このため、国土交通省では、昨年6月に有識者・事業者団体・行政等からなる検討会<sup>※1</sup>を設置し、長時間労働の是正などの働き方改革を重視した「ホワイト経営」への自動車運送事業者の取組状況を「見える化」するため、認証制度の創設等について検討を進め、この度、報告書を取りまとめました。

### 2. 報告書の概要

トラックや貸切バスに係るこれまでの評価制度<sup>※2</sup> <sup>※3</sup>が、主に運行の安全性に関して評価・認定し、主に利用者(荷主、旅行者等)へ情報提供を行うための制度なのに対し、新たな認証制度である「運転者職場環境良好度認証制度」は、主に運転者の労働条件や労働環境に関して評価・認証を行い、主に求職者へ情報提供を行うための制度として設計することとされました。

「運転者職場環境良好度認証制度」は、公募選定する中立的な民間団体が、報告書の内容を踏まえて実施することとされました。これにより、自動車運送事業者も、自社の働きやすさ等について第三者を介した中立的・客観的評価として示すことができ、運転者の採用活動の円滑化や、取引先からの信頼向上による契約受注への好影響が期待できます。

このほか、報告書では、認証項目、認証基準、認証段階(一つ星、二つ星、三つ星)、認証の有効期間などについても示されています。(別紙参照)

◇ 報告書全文については、国土交通省ホームページに掲載しています。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000023.html)

※1 自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会。過去の検討会の資料、議事要旨については、以下のページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000023.html)

※2 トラック：貨物自動車運送事業者安全性評価事業(Gマーク)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html)

※3 貸切バス：貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000043.html)

#### 【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 谷口、鈴木

代表 03-5253-8111 (内線 41151、41152)

直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

## 新たな認証制度の概要

### <名称>

「運転者職場環境良好度認証制度」

(愛称・認証マークは認証実施団体の決定後、検討)

### <認証単位>

事業者単位(申請者の選択により都道府県単位での申請も可能)

### <認証項目>

以下の分野の必須項目と加点項目により構成

- |         |               |            |
|---------|---------------|------------|
| A 法令遵守等 | B 労働時間・休日     | C 心身の健康    |
| D 安心・安定 | E 多様な人材の確保・育成 | F 自主性・先進性等 |

### <審査方法>

書類審査(一定の割合で対面審査を実施)

### <認証基準>

- ・ 必須項目の全てを満たすこと
- ・ 加点項目の合計点数が基準点を満たすこと

### <認証段階>

- ・ 複数の認証段階を設ける(一つ星、二つ星、三つ星)  
※「二つ星」「三つ星」は、「一つ星」取得の翌年度から申請可

### <認証の有効期間>

当面、2年間とする

### <審査結果の公表>

認証事業者は、プレスリリースの上、ホームページに公表

### <インセンティブ措置>

- (例)・ 認証マークの車両等への掲示
- ・ 求人票への記載
  - ・ 国や事業者団体による広報 等



あなたの会社は「働き方改革」を進めたいくなる！

# AICHI WISH

資料3-2  
(参考4)

愛知労働局では  
人材確保にも繋がる  
働き方改革の  
ツールを提供します



「WORKING STYLE INNOVATION」(働き方改革)  
TO(から)  
「SECURING HUMAN RESOURCES」(人材確保へ)

人材確保に悩む事業主の皆さんへ

「魅力ある職場づくり」こそ人材確保の近道です！！



ハローワークでご相談しませんか！



求人への充足支援は、裏面に！

「魅力ある職場づくり」  
のためのメニューをご用意

その1

○「働き方改革応援レシピ」をお配りします。

- ・業界・課題(悩み)ごとに作成、課題から解決までを「4コマ漫画」で作成。気づきのヒントをご紹介します。
- ・取り組み事例(助成金制度の活用等)をご紹介します。
- ・さらなる専門的なアドバイスを希望された場合専門の機関をご紹介します。



求人への支援を行います。

その2

○「働き方改革」を進める企業を認定し、人材確保の特別サービスを行います。  
ハローワークでは、「働き方改革」を積極的に取組んだ企業を優遇する制度を設け、重点的に求人充足サービスを提供する「人材確保特別サービス」を行っています。

- ～ 獲得
- ☑「働き方推進企業」認定
  - ～
  - ☑「AICHI WISH」企業認定

↓ AICHI WISH認定を受けると

その3

- 名古屋銀行特別融資制度  
(めいぎん人財活躍サポートローン)
  - 愛知銀行特別融資制度  
(あいぎん事業者応援ローン)
- の対象になります！！  
※その他の優遇措置については最寄りのハローワークにお尋ねください。

働きやすい環境づくりに取組みます

そんな企業の求人票に、取組みに応じて「★」印を表示し、

ハローワークの求人票へ表示  
(最大5個の★で表示)

その4

「働き方改革」「人材確保」に関する専門的なアドバイスをを行います。

- ・「働き方改革応援レシピ」などを通じて、アドバイスを希望する事業主の方に対して、「愛知働き方改革推進支援センター」が専門的な立場から各企業の実業に応じて具体的にアドバイスやコンサルティング支援を行います。
- ・また、業務に精通した専門家を企業に派遣し、コンサルティングを実施します(派遣は最大5回まで利用可能)。

- 人手不足を解消したいけど、何から手をつければいいかわからない
- 賃金を引き上げるため、会社の生産性を向上させたい
- 助成金を利用したいけど、うちが活用できる制度を教えてください
- 従業員の能力向上を図るための効果的な育成制度を導入したい
- 初めて人を採用したけど、気をつけなければならない点は？
- IT化を進めたいけど、対応できる従業員がいない など

相談無料

お気軽にご相談ください

愛知働き方改革推進支援センター

(平成31年度厚生労働省・愛知労働局委託事業)

相談窓口

所在地：名古屋市千種区千種通7-25-1

サンライズ千種3階(タスクール内)

電話：0120-552-754

FAX：052-747-5640

メール：[aichi@task-work.com](mailto:aichi@task-work.com)

ホームページ：<https://task-work.com/aichi/>



ホームページ  
QRコード

電話、メール、  
来所により相談  
を受付



## 人材確保対策についてのお問い合わせは公共職業安定所まで

安定所名	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
名古屋中	西区/中村区/中区/中川区/北区/北名古屋市 清須市/西春日井郡	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 あい★ジフーク(ヤマイチビル)	(052)855-3740	(052)857-0220
名古屋南	熱田区/港区/南区/瑞穂区/緑区/豊明市	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	(052)681-1211	(052)682-0134
名古屋東	千種区/昭和区/名東区/天白区/守山区 東区/日進市/長久手市/愛知県	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	(052)774-1115	(052)774-2888
豊橋	豊橋市/田原市	〒440-8507 豊橋市大國町111 (豊橋地方合同庁舎 1階)	(0532)52-7191	(0532)52-7196
岡崎	岡崎市/額田郡	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎 1階)	(0564)52-8609	(0564)58-8617
一宮	一宮市/稲沢市(平和町を除く)	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎)	(0586)45-2048	(0586)45-3642
半田	半田市/常滑市/東海市/知多市/知多郡	〒475-8502 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎 1階)	(0569)21-0023	(0569)21-9045
瀬戸	瀬戸市/尾張旭市	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	(0561)82-5123	(0561)82-8123
豊田	豊田市/みよし市	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	(0565)31-1400	(0565)31-6188
津島	津島市/愛西市/海部郡/稲沢市平和町 弥富市/あま市	〒496-0042 津島市寺前町2-3	(0567)26-3158	(0567)28-9459
刈谷	刈谷市/安城市/知立市/高浜市/大府市	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	(0566)21-5001	(0566)21-5055
碧南	碧南市	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	(0566)41-0327	(0566)48-2263
西尾	西尾市	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	(0563)56-3622	(0563)56-3624
犬山	犬山市/江南市/岩倉市/丹羽郡	〒484-8609 犬山市松本町2-10	(0568)61-2185	(0568)61-2188
豊川	豊川市	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	(0533)86-3178	(0533)86-3170
蒲郡	蒲郡市	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	(0533)67-8609	(0533)67-1881
新城	新城市/北設楽郡	〒441-1384 新城市西入船24-1	(0536)22-1160	(0536)22-1162
春日井	春日井市/小牧市	〒486-0807 春日井市大手町2-135	(0568)81-5135	(0568)81-1978

あい★ジフークでは、「AICHI WISHセンター」を設置し、愛知働き方改革推進支援センターと連携した支援体制の整備やIT技術による生産性向上に向けた展示ブースを設けるなどの総合的な支援を行っています。

## 働き方改革への対応、生産性向上に向けた支援策などのお問い合わせは労働基準監督署まで

監督署名 (支署名)	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
名古屋北	北区/東区/中区/守山区/春日井市/小牧市	〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 (名古屋合同庁舎第3号館8階)	(052)961-8653	(052)953-8529
名古屋東	千種区/昭和区/瑞穂区/熱田区/緑区/天白区 名東区/豊明市/日進市/愛知県	〒468-8551 名古屋市天白区中平5-2101	(052)800-0792	(052)805-6116
名古屋南	中川区/南区/港区	〒455-8525 名古屋港区港明1-10-4	(052)651-9207	(052)651-9248
豊橋	豊橋市/豊川市/蒲郡市/新城市/田原市/北設楽郡	〒440-8506 豊橋市大國町111 (豊橋地方合同庁舎 6階)	(0532)54-1192	(0532)54-1161
名古屋西	西区/中村区/北名古屋市/清須市/西春日井郡	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37	(052)481-9533	(052)481-2068
岡崎	岡崎市/額田郡	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎 5階)	(0564)52-3161	(0564)52-9938
西尾	西尾市	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13	(0563)57-7161	(0563)54-1064
一宮	一宮市/稲沢市	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎 2階)	(0586)45-0206	(0586)43-2809
半田	半田市/常滑市/大府市/知多市/東海市/知多郡	〒475-8560 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎 3階)	(0569)21-1030	(0569)24-3782
刈谷	刈谷市/碧南市/安城市/知立市/高浜市	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎 3階)	(0566)21-4885	(0566)24-2791
豊田	豊田市/みよし市	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2	(0565)35-2323	(0565)35-2341
瀬戸	瀬戸市/尾張旭市/長久手市	〒489-0881 瀬戸市熊野町100	(0561)82-2103	(0561)85-1544
津島	津島市/愛西市/弥富市/あま市/海部郡	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4	(0567)26-4155	(0567)24-9289
江南	江南市/犬山市/岩倉市/丹羽郡	〒483-8162 江南市尾崎町河原101	(0587)54-2443	(0587)56-1954

- AICHI WISH事業のお問い合わせは、愛知労働局雇用環境・均等部指導課まで  
(所在地：名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館 ☎052-857-0312)
- AICHI WISH 認定基準や 認定におけるメリットについては、最寄りのハローワークまで

または愛知労働局 AICHI WISH特設ページをご覧ください



AICHI WISHページ  
QRコード

H31.4